

居宅介護支援センターさとの花事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人マグノリア2000が開設する居宅介護支援センターさとの花（以下「センター」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
 - 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
 - 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援センターさとの花
- 二 所在地 群馬県高崎市乗附町208番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うものとする。
- 二 介護支援専門員 3名
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8：30から午後5：30までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 二 使用する課題分析の方法は、独自方式とする。
- 三 サービス担当者会議の開催場所は、利用者宅や事業所内の相談室等とする。
- 四 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(守秘義務)

第8条 守秘義務は次のとおりとする。

- 一 職員は正当な理由なく、その業務で知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしてはならない。
- 二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 三 関係市町村及び関係機関への情報提供は、必ず利用者及びその家族等の同意を得た上で行なう。

(利用料等)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし、指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者から

は利用料を徴収しないものとする。

- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - 一 事業所から、片道10キロメートル以上20キロメートル以下 500円
 - 二 事業所から、片道20キロメートルを超えた場合は1キロメートル増えるごとに50円加算。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等
 - 二 虐待の防止のための指針の整備
 - 三 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
 - 四 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、指定居宅介護支援等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

（身体的拘束等の適正化のための措置に関する事項）

- 第11条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 2 身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

- 第12条 通常の事業の実施地域は、旧高崎市とする。

（その他運営についての留意事項）

- 第13条 センターは介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人とセンターの管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年2月2日から施行する。

この規程は、平成23年12月8日から施行する。

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

この規程は、令和7年2月1日から施行する。